

乗務員等台帳（運転者等台帳）

運輸規則 第37条・輸送安全規則 第9条の5の欄・写真つき・1人1枚

作成番号		写真を貼る 作成前6か月以内 単独・無帽・正面 無背景 (貨物は上三分身) 一般乗用は 縦3.0cm×横2.4cm以上
作成年月日	年 月 日	
事業者の氏名又は名称		
運転者等の氏名		
生年月日	年 月 日	
住所		

雇入れの年月日	年 月 日
運転者等に選任された年月日	年 月 日

運転免許 第37条第1項第5号・第9条の5第1項第5号

免許証の番号・有効期限	
免許の年月日・種類	
免許の条件	
運転の経歴（旅客のみ）	

事故を起こした場合の概要 第37条第1項第7号・第9条の5第1項第6号

年月日	概要

道路交通法 第108条の34の通知を受けた場合の概要	
健康状態	

指導の実施と適性診断の受診の状況 第37条第1項第10号・第9条の5第1項第9号

年月日	区分	内容・実施した人／受診した所

運転者でなくなったとき 第37条第2項・第9条の5第2項・この後3年間保存

運転者でなくなった年月日・理由	
-----------------	--

旅客自動車運送事業者（タクシー・介護タクシーなど）は運輸規則 第37条、一般貨物自動車運送事業者等は輸送安全規則 第9条の5で、運転者等ごとにこの台帳を作り、写真を貼って営業所に備えます。「運転の経歴」は第37条だけの事項です。運転者でなくなったときは、直ちにその年月日と理由を書き、3年間保存します。